

兵庫県公報

平成25年9月6日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 大規模建築物等景観基準（都市政策課）	1
○ 平成9年兵庫県告示第575号（風景形成基準）の一部改正（同）	13
○ 平成13年兵庫県告示第560号（風景形成基準）の一部改正（同）	17
○ 平成15年兵庫県告示第278号（風景形成基準）の一部改正（同）	24
○ 平成21年兵庫県告示第420号（特定建築物等景観基準）の一部改正（同）	31

告 示

兵庫県告示第1118号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第22条第1項の規定により、大規模建築物等景観基準を次のように定め、平成25年10月1日より施行する。

なお、平成5年兵庫県告示第1437号の2（大規模建築物等景観基準）は、平成25年9月30日限り、廃止する。
平成25年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 一般基準

- (1) 大規模建築物等は個々に建築されるものであるが、完成後は周辺建築物等と一体的な景観として総体的に認識されるものであり、相互間で調整され、関連づけられていることが望ましい。そのため、敷地内の位置、規模、意匠、材料及び色彩については、各景観ゾーンの特性に配慮し、周囲の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、調和のとれたものとする。
- (2) うるおいのあるまちづくりには、緑の存在は欠かすことのできないものである。そのため、敷地の緑化や建築物緑化に努め、快適な生活空間を創出し、緑豊かな景観の形成を図るものとする。
- (3) 大規模建築物等だけでなく、敷地内のその他の建築物や工作物、植栽等を含めた敷地全体としての景観のまとまりや質の向上に努めるものとする。
- (4) 良好な景観を形成している集落の入り口や街角などの視線を集める場所に建つ場合は、立地する場所に応じた位置、規模、意匠、材料及び色彩等に特に配慮するものとする。
- (5) 他の景観ゾーンとの境界付近では、連続する景観ゾーンからの見え方や一連の景観としてのまとまりに配慮するものとする。

2 項目別基準

次表のとおりとする。ただし、知事が、景観審議会の意見を聴いた上、特に地域の景観との調和を図るため、この基準を適用することが適当でないとする建築物等については、これによらないことができる。

【景観ゾーン】

この告示において、次の各号に掲げる景観ゾーンの区域は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低層住宅地景観ゾーン 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち、第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域の区域
- (2) 住宅地景観ゾーン 用途地域のうち、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の区域
- (3) 商業・業務地景観ゾーン 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
- (4) 工業地景観ゾーン 用途地域のうち、工業地域及び工業専用地域の区域
- (5) 市街地・集落景観ゾーン 次に掲げる区域

ア 都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第4条第1項に規定する指定区域並びに第7条第2号及び第3号に規定する特別指定区域

イ 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「緑条例」という。）第9

条第1項第4号に規定する区域（前各号に掲げる区域を除く。ウにおいて同じ。）

ウ 緑条例第9条第2項に規定する区域のうち、次の(ア)から(エ)までに掲げる緑条例第7条第1項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに掲げる区域

- (ア) 西播磨地域 伝統的なまちの区域
- (イ) 北但馬地域 歴史と賑わいの区域
- (ロ) 南但馬地域 歴史的景観区域
- (ハ) 丹波地域 歴史的な町の区域

(6) 自然・田園景観ゾーン 前各号に掲げる区域以外の区域

[建築物（低層住宅地景観ゾーン、住宅地景観ゾーン、商業・業務地景観ゾーン）]

項目	低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 ・分棟や雁行配置等により、周辺の低層住宅地景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・敷地境界線からの壁面の後退や高さを抑えるなど、周辺に圧迫感を与えないよう努める。 ・建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・分棟や雁行配置等により、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した位置・規模とする。 ・周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の後退や高さを抑えるなど通りに圧迫感を与えないよう努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	
意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・分節や雁行形とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した意匠とするよう努める。 ・側面・背面の意匠にも配慮する。 ・意匠に統一性のある地域では、その統一感を乱さないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・通りに面する意匠に統一性のある地域では、その連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、通りからの見え方に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ

	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の低層住宅地景観との調和や連続性に配慮した屋根形状とするよう努める。 ・塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した屋根・屋上とするよう努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。 ・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	低層部		<ul style="list-style-type: none"> ・長大で無窓など単調な壁面を作らないよう努める。 ・商業業務施設が連続している通り沿いでは歩行者に配慮し、色彩の工夫など、賑わいを演出した意匠とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> ・形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> ・形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。 ・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ
色	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基

		<p>調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</p> <p>(1) R (赤) 又はY R (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(2) Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積(鉛直投影面積)の1/20以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・超高層ビルの中高層部は、低彩度となるよう努める。 	<p>調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</p> <p>(1) R (赤) 又はY R (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度6以下</p> <p>(2) Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は外壁色に準ずるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置する、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽に努める。特に通り側には植栽帯を設けるなど、通りからの見え方や 	<ul style="list-style-type: none"> ・通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方への配慮や周辺の緑地 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

	<p>周辺緑地等との連続性に配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽等との連続性の維持に努める。 ・ただし、工場立地法（昭和34年法律第24号）その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 ・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
接道部	<ul style="list-style-type: none"> ・単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ

[建築物（工業地景観ゾーン、市街地・集落景観ゾーン、自然・田園景観ゾーン）]

項目	工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 ・周辺景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の長さや高さに応じて適切に壁面を後退させるなど、通りに圧迫感を与えないよう努める。 ・建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・分棟や雁行配置等により、周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の後退や高さを抑えるなど通りに圧迫感を与えないよう努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・分棟や雁行配置等により、周辺の自然・田園景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・敷地境界線からの壁面の後退や高さを抑えるなど、周辺に圧迫感を与えないよう努める。 ・左記に同じ

意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの連続性に配慮するなど、周辺景観と調和した意匠とするよう努める。 ・側面・背面の意匠にも配慮する。 ・通りに面する意匠に統一性のある地域では、その連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分節や雁行形とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した意匠とするよう努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・長大で無窓など単調なものを避け、壁面の大きさに応じて分節や雁行形とするなど、周辺の自然・田園景観に調和した意匠とするよう努める。 ・左記に同じ ・意匠に統一性のある地域では、その統一感を乱さないよう配慮する。
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。 ・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、雑然とにならないよう計画的に配置するなど、通りからの見え方に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、通りからの見え方に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、目立たないように配慮する。
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮した屋根・屋上とするよう努める。 ・塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した屋根・屋上とするよう努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根とするなど、周辺の自然・田園景観との調和に配慮した屋根形状とするよう努める。 ・左記に同じ
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずるか、又は通りから見えにくい位置に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。 ・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
	低層部	<ul style="list-style-type: none"> ・長大で無窓など単調な壁面を作らないよう努める。 ・商業業務施設が連続している通り沿いでは歩行者に配慮し、色彩の工夫など、賑わいを演出した意匠とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> ・形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

	ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> ・形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 ・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ
色 彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R(赤)又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 (2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積(鉛直投影面積)の1/20以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R(赤)又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は外壁色に準ずるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方に配慮するよう努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方への配慮や周辺の緑地・植栽等との連続性の維持に努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全に配慮するとともに、地域の植生を活かし地域で親しまれている樹種を選定する、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。 ・左記に同じ
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 ・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> ・単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 ・商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

〔工作物（低層住宅地景観ゾーン、住宅地景観ゾーン、商業・業務地景観ゾーン）〕

項目	低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン
----	------------	----------	-------------

位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 ・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。 ・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R(赤)又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積(鉛直投影面積)の1/20以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R(赤)又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 (2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・左記に同じ

		<ul style="list-style-type: none"> ・航空法（昭和27年法律第231号）その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊技施設については、適用しない。 ・煙突や鉄塔等高さのあるものにあつては、特に中上部について低彩度とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は外壁色に準ずるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺緑地等との連続性に配慮したうのおいのある植栽に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りからの見え方や周辺の緑地・植栽等との連続性に配慮したうのおいのある植栽に努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 ・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> ・単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

		・商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。	・左記に同じ
--	--	--------------------------------------	--------

[工作物（工業地景観ゾーン、市街地・集落景観ゾーン、自然・田園景観ゾーン）]

項目	工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 ・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 ・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

		<ul style="list-style-type: none"> ・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の1/20以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 ・航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊技施設については、適用しない。 ・煙突や鉄塔等高さのあるものにあつては、特に中上部について低彩度とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は外壁色に準ずるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・通りからの見え方に配慮したうるおいのある植栽に努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りからの見え方や周辺の緑地・植栽等との連続性に配慮したうるおいのある植栽に努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全や地域の植生に配慮したうるおいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。 ・左記に同じ
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 ・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> ・単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避け 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

	るなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 ・商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。	・左記に同じ	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------	--------	--



兵庫県告示第1119号

風景形成基準（平成9年兵庫県告示第575号）の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。
 平成25年9月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

告示文中「その関係図書は、兵庫県庁、但馬県民局、豊岡市役所、養父市役所において縦覧に供する。」を「その関係図書は、兵庫県庁、但馬県民局及び養父市役所において縦覧に供する。」に、「円山川下流地域風景形成地域風景形成基準」を「円山川下流地域風景形成基準」に改める。

1の文中「そして今、その歴史を引き継ぐように、この地域を生息地としていた特別天然記念物コウノトリを再び大空に帰す計画が、豊岡市祥雲寺・河谷・百合地地区で始まっている。」を「その歴史を引き継ぐように、この地域において特別天然記念物コウノトリを再び大空に帰す計画が進められている。」に、「景観形成審議会の意見を聴いたうえ、この地域の優れた景観の形成を図るうえで、」を「景観審議会の意見を聴いた上、この地域の優れた景観の形成を図る上で、」に改める。

3の表を次のように改める。

対象種別 領域等	建築物		工作物
	市街地・集落領域	田園・山並み領域	
基本目標	①あしたのふるさと但馬の創造 ②快適生活空間の形成 ③自然との共生 ④伝統文化の再認識 ⑤交流の舞台づくり		・左記に同じ
基本方針	①背景となる山地・山容の維持、保全 ②ランドマークへの眺望景観の継承 ③屋並み風景の連続性の確保 ④風景と調和した植栽の推進		・左記に同じ
位置・規模	〔位置〕 ・円山川沿いの主要な眺望点から見て、社寺などの歴史的ランドマークや、孤立峰的山地などの自然的要素を遮らないように努めるとともに、背景となる山容との調和に配慮する。 ・対岸からの眺望についても、分散したり、分棟したりするなど周辺景観に突出しない位置・規模とする。	〔位置〕 ・左記に同じ ・左記に同じ	〔位置〕 ・左記に同じ ・左記に同じ

	<ul style="list-style-type: none"> ・円山川の流路と建築物の長手方向が平行する形とならないよう留意するなど、開放的な対岸景を継承するよう努める。 ・敷地境界からセットバックするなど、近隣に圧迫感を与えないように努めるとともに、周辺景観との調和に配慮する。 ・川に接している敷地は、できるだけ堤防敷との隙間の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・円山川沿いの主要な眺望点から見て、集落や谷筋を見通す視線を遮らないよう努める。 ・敷地が山裾の場合、谷の壁に配置するなど景観上突出しないよう努める。 ・円山川沿いの主要な眺望点から見て、山並み稜線の連続性を損なうような稜線上の建築物配置とならないよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ（領域別） ・左記に同じ（領域別） ・左記に同じ（領域別）
	<p>〔高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円山川沿いの主要な眺望点から見て、稜線のスカイラインを分断、又は遮へいしない高さとするよう努める。また、市街地では周辺建築物と調和のとれた高さとなるよう努める。 	<p>〔高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円山川沿いの主要な眺望点から見て、背景の山地や丘陵のスカイラインを切らない高さとするよう努める。 	<p>〔高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ（領域別）
	<p>〔周辺建築物との関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する建築物の軒高や間口と調和させ、リズムカルな連続性確保に努める。 		<p>〔周辺建築物との関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ（領域別）
	<p>〔敷地〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余裕ある敷地を確保し、建ぺい率、容積率にゆとりを持たせるよう努める。 	<p>〔敷地〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・地形や周辺環境の特徴を生かすように配慮する。 	<p>〔敷地〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ（領域別）
意匠	<p>壁面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・艶のある石州瓦の屋並みや緑と調和するような陰影の深いファサード意匠となるよう配慮する。 ・外側に低層部を階段状に配置したり、雁行型平面にするなど巨大な壁面が目立つことのないよう努める。 ・対岸からの見え方にも配慮したデザインとなるよう努める。 ・低層部については、まち並みの意匠の連続性に配慮するとともに、高層部においては、隣接する建築物や棟間の隙間確保にできるだけ努める。 ・街路景観のそろっているところでは、意匠の連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・背景の緑と調和しやすい端正な壁面構成に努める。 ・横長のプロポーションとなる場合は、分節したり、雁行型とするなど周辺と調和した意匠とするよう努める。 ・左記に同じ ・軒高を低く抑え、ボリューム感を軽減させ、周辺の緑地環境に溶け込むようにする。 ・田園と調和しやすい、水平美を基調とした意匠とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。

壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 給水管、ダクト管などは外壁面に露出させないよう設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、緑による遮へいや壁面と同色の仕上げを施すなどの措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	
屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> 屋根形状は切妻など勾配屋根とするよう努める。 塔屋部の突出を避け、建築物との一体的デザインに配慮する。 やむを得ず塔屋を設ける場合は、勾配屋根にするなど、建築物本体との調和に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根形状は切妻などの勾配屋根や周辺と調和した屋根形状とするよう努める。 勾配屋根やフレーム、棟飾りなどで軽快なスカイラインとなるよう配慮する。 	
屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に取り込んだり、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講じるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面を立ち上げるか、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講じるなど、突出しないようスカイライン処理に配慮する。 	
低層部	<ul style="list-style-type: none"> 長大な無窓壁など、単調な壁面をつくらぬよう努める。 出入口部は、緑と調和するよう陰影の深いファサード意匠となるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 基礎部は周辺の自然景観との調和を図る。 周辺から緑に包まれた印象となるよう緑化修景に努める。 	
屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 建築物本体と調和した意匠、外壁仕上げとなるよう配慮し、円山川沿いや通りの主要な地点から見えにくい構造となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	
駐車場部	<ul style="list-style-type: none"> 周辺と調和した入口意匠、外壁仕上げとなるよう配慮し、円山川沿いや通りの主要な地点から自動車が見えにくい構造となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ
ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物との調和を図る。洗濯物が円山川沿いや通りの主要な地点から直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ
その他	<ul style="list-style-type: none"> 旧街道沿いの家屋や集落と接する領域では、特に周辺との連続性、壁面位置、意匠、素材などに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの視線を集める場所に建つ場合は、建築物の意匠に特に配慮したり、緑化による遮へいに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ (領域別)
材料	<ul style="list-style-type: none"> 金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ (領域別)

		<ul style="list-style-type: none"> ・下見板や基礎の石組などには地場材料やそれに類した素材を活用するなど、但馬の地域特性に配慮する。 ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
色 彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。 (1) R (赤) 又はYR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・周辺との色調の連続性などに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・緑と調和した落ち着いた色調に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ (領域別) ・上記にかかわらず、航空法(昭和27年法律第231号)その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊戯施設については適用しない。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・石州瓦の屋並みと違和感がなく、周辺の緑と調和した落ち着いた色調に努める。 ・外壁の基準に準じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・上記にかかわらず、航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊戯施設については適用しない。

その他	<p>太陽光発電パネル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。 ・左記に同じ
植栽		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮するとともに、四季を感じさせる植栽に努める。ただし、工場立地法（昭和34年法律第24号）その他の法令により緑化基準が設けられている建築物については適用しない。 ・円山川沿いからの視線の方向に配慮した高木植栽に努める。 ・現在ある樹木は原則として伐採しない。やむを得ない場合は移植に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・四周からの眺めに配慮し、緑に包まれた印象となるよう緑化修景に努める。 ・地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮したうえで、敷地内に低・中・高木を適切に配置し、周辺の緑地環境との調和に努める。ただし、工場立地法その他の法令により緑化基準が設けられている建築物については適用しない。 ・円山川沿いからの視線の方向に配慮したボリューム感のある植栽に努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の植栽に努める。ただし、工場立地法その他の法令により緑化基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。
駐車場		<ul style="list-style-type: none"> ・円山川沿いや通りの主要な地点から自動車が見えにくい構造とし、外周部はできるだけ緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺から自動車が見えにくい構造とし、外周部はできるだけ緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ（領域別）
外構		<ul style="list-style-type: none"> ・単調で閉鎖的な塀・擁壁を避けるなど、周辺のまち並みと調和した印象となるよう配慮する。 ・水路景観を考慮し、水路等の安易な暗渠化を避け、周辺と調和させるなど、一体的な修景に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖的な塀・擁壁を避け植栽を併用するなど、周辺との調和に努める。 ・水路景観を考慮し、水路等の安易な暗渠化を避け、周辺と調和させるなど、集落や田園などと一体的な修景に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ（領域別） ・左記に同じ（領域別）

注1) 各領域の位置は、円山川下流域風景形成基準付図に示すとおり。

注2) 景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画が定められた区域にあつては、この基準は適用しない。



兵庫県告示第1120号

風景形成基準（平成13年兵庫県告示第560号）の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1の文中

「 イ 岬・丘陵景観領域

岬や丘陵との調和、あるいは背景にある緑豊かな山並みとの調和を図り、できる限り丘陵地や山地としての全体の景観を保全することにより、景観的な質の維持・向上が図られると考えられる区域

を

「 イ 岬・丘陵景観領域

岬や丘陵との調和、あるいは背景にある緑豊かな山並みとの調和を図り、できる限り丘陵地や山地としての全体の景観を保全することにより、景観的な質の維持・向上が図られると考えられる区域

ただし、知事が景観審議会の意見を聴いた上、この地域の優れた風景の形成を図る上でこの基準を適用することが適当でないと認める大規模建築物等については、この風景形成基準によらないことができることとする。

に改める。

2の表を次のように改める。

対象種別 領域等	建築物			工作物
	浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
	集落区域	工業系区域		
基本目標	①個性のある風景の発掘と創造（西播磨海岸らしさの創造） ②自然の摂理を生かす（自然を守りながら利用する視点） ③地域の生活環境の質的向上（生活環境の保全と創造） ④伝統文化の再認識（歴史的な環境の保全と再生）			・左記に同じ
基本方針	①岬、崎及び鼻からの風景の保全と調和 ②海上からの風景の調和 ③海岸道路軸からの風景の調和 ④視点場（展望台、眺望点）からの風景の保全と調和			・左記に同じ
位置・規模	〔位置（眺望視線の保全）〕 ・分散したり、分棟したりするなど、周辺景観に突出しない位置・規模とする。 ・主要な視点場から見て、背景の山地や丘陵のスカイラインを分断し、又は遮へいしないよう努める。 ・主要な視点場から見て、社寺等、歴史的ランドマークを遮らないよう努める。 ・主要な視点場からの海への眺望や海岸線への眺望を遮らないよう努める。	〔位置（眺望視線の保全）〕 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	〔位置（眺望視線の保全）〕 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	〔位置（眺望視線の保全）〕 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ

	<ul style="list-style-type: none"> ・まちのシンボルとして地域の特性を生かしたデザインとなるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地が山裾の場合、谷のひだに配置するなど景観上突出しないよう努める。 ・山並みの稜線上や海岸沿いの配置は避けるよう努める。 ・集落や谷筋を見通す視線を遮らないよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ（領域別） ・左記に同じ（領域別） ・左記に同じ（領域別）
〔高さ〕	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場から見て山のスカイラインや集落等の建築群から突出しない高さとするよう努める。 	〔高さ〕	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場から見て、岬や鼻の丘陵地のスカイラインを切らない高さとし、周囲の環境に溶け込むよう努める。
〔周辺建築物との関係〕	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に建築物がある場合は以下の点に配慮する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 接道部の軒高の連続性に配慮する。 (2) 雁行型配置や分節デザインに努め、周辺建築物の間口幅との調和に配慮する。 	〔周辺建築物との関係〕	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
〔敷地〕	<ul style="list-style-type: none"> ・自然地形を尊重し、造成は必要最小限とし、周辺地形になじむよう努める。 ・造成により法面や擁壁が生じる場合は、石積み等の自然材料の利用に努める。 ・裸地の法面やコンクリート等の自然材料以外で擁壁を設置した場合は、遮へい緑化に努める。 	〔敷地〕	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ

意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・海水面と調和しやすい水平美を基調とした意匠に努める。 ・外側に低層部を階段状に配置したり、雁行型平面を行うなど、巨大な壁面が目立たないよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・水平美を基調とした意匠に努める。 ・緑と調和するよう陰影のある深い建築立面の意匠となるよう配慮する。 ・分節したり、雁行型とするなど、周辺と調和した意匠に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施す等の措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根形状は、勾配屋根とするよう努める。 ・塔屋部の突出を避け、建築物と一体的なデザインとなるよう配慮する。やむを得ず塔屋を設ける場合は、勾配屋根にするなど建築物本体との調和に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根形状は、勾配屋根や周辺と調和した形状とするよう努める。 	
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建物に取り込んだり、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講じるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面を立ち上げたり、疑似屋根的処理によって適切な覆い措置を講じるなど、突出しないようスカイライン処理に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面を立ち上げたり、疑似屋根的処理によって適切な覆い措置を講じるなど、突出しないようスカイライン処理に配慮する。 	
	低層部	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な無窓壁など、単調な壁面をつくらないよう努める。 ・出入口部は、緑と調和するよう陰影のある深い建築立面の意匠となるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	

	基礎部	・基礎部は、周辺の自然景観と調和するよう努める。		・基礎部は、周辺の自然景観と調和するよう努める。	
	駐車場 部	・周辺と調和した出入口意匠や外壁仕上げとなるよう配慮し、主要な視点場、特に見下ろす位置にある視点場から自動車が見えにくい構成となるよう努める。	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ
	屋外階 段	・形態、材料、色彩によって建築物と調和するよう努める。	・左記に同じ	・左記に同じ	・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
	ベラン ダ等	・建築物との調和を図り、洗濯物が通りから見えにくい構造・意匠となるよう努める。	・左記に同じ	・左記に同じ	
	日除け	・必要最小限のものとし、建物との調和に努める	・左記に同じ	・左記に同じ	
	その他	・伝統的なまち並み領域の隣接地では、周辺との連続性、壁面位置、意匠、建具、素材等に配慮する。	・多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する。	・左記に同じ	・左記に同じ (領域別)
材料		・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。	・左記に同じ	・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に努める。	・左記に同じ (領域別)
		・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ
		・下見板や基礎や擁壁には、地場材料やそれに類した材料を活用するよう努める。	・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。	・下見板や基礎や擁壁には、地場材料やそれに類した材料を活用するよう努める。	・左記に同じ (領域別)
色 彩	外壁	・基調となる色彩は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色	・基調となる色彩は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色	・基調となる色彩は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色	・左記に同じ (領域別)

	<p>票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。</p> <p>(1) R (赤) 系又は YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(2) Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的なまち並み領域では、周囲との色調等の連続性に配慮する。 ・埋立地では、上記の低彩度の色彩に加えて、色調及び色相の異なるアクセントカラーの使用についても、低彩度とし、変化の中にも、落ち着いた調和を図るものとする。 	<p>票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。</p> <p>(1) R (赤) 系又は YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度5以下</p> <p>(2) Y (黄) 系の相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大面積の壁面は、周囲の自然との調和に特に配慮する。 ・左記に同じ 	<p>票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。</p> <p>(1) R (赤) 系又は YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(2) Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸線や緑と調和した落ち着いた色調に努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ (領域別) ・左記に同じ ・上記にかかわらず、航空法(昭和27年法律第231号)その他の法令により、色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、公告板及び遊技施設については適用しない。
<p>屋根</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・和瓦の家並みと違和感がなく周辺の緑をより印象的に見せる低彩度の落ち着いた色調に努める。その範囲は、マンセル色票系においては、おおむね次のとおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑と調和しやすい低彩度の落ち着いた色調に努める。その範囲は、外壁の基準に準じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ (領域別) ただし、航空法その他の法令により、色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、公告板及び

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 10R (赤) から 5Y (黄) までの色相を使用する場合は、彩度2以下 (2) その他の色相を使用する場合は、彩度1以下 (3) 和瓦を除き明度は全色相6以下 			遊技施設については適用しない。
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。 ・左記に同じ
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・四周からの眺めに配慮し、敷地内に中・高木を適切に配置し、まとまりのある緑の創出や周辺の既存樹林と調和する植栽に努める。 ・主要な視点場からの見え方に配慮し、まとまった緑による建物の遮へいや分節化に努める。 ・現在ある樹木はできる限り伐採せず、保全するように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑に包まれた印象となるよう、地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮した上で、敷地内に中・高木を適切に配置し周辺の緑地環境と調和するよう努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の植栽に努める。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・位置、植栽、塀・門の意匠等に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい埋立地では、周辺の既存樹林と調和するよう敷地の四周などの緑化に努める。 ・主要な視点場、特に見下ろす位置にある視点場から自動車が見えにくいように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
外構	<ul style="list-style-type: none"> ・単調で閉鎖的な塀・擁壁を避けるなど、周辺のまち並みや自然景観と調和した印象となるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
掲出物	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板、広告物等の掲出物は、周囲のまち並みや環境と調和した意匠、形状及び材料に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

注) 浦・集落景観領域のうち「工業系区域」は、相生市における都市計画法に基づく用途地域のうち、工業地域及び工業専用地域の区域を示す。



兵庫県告示第1121号

風景形成基準（平成15年兵庫県告示第278号）の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。
平成25年9月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

告示文中「その関係図書は、兵庫県庁、但馬県民局、豊岡市役所、美方郡香美町役場及び同郡新温泉町役場において縦覧に供する。」を「その関係図書は、兵庫県庁、但馬県民局、美方郡香美町役場及び同郡新温泉町役場において縦覧に供する。」に改める。

1の文中「景観形成審議会」を「景観審議会」に改める。

2の表を次のように改める。

対象種別 領域等	建築物			工作物
	集落景観領域		自然景観領域	
	集落市街地区域	但馬海村区域		
基本目標	①日本海交流文化の継承 ②自然との共生 ③生活文化の継承 ④地域の人々が誇れる環境づくり			・左記に同じ
基本方針	①トンボロ等の浜の保全と緑化の促進 ②路地構成の継承 ③家並み景観の保全	①岬、崎及び鼻の保全と活用 ②家並み景観の保全 ③舟小屋の保全と浜の再生	①自然環境の保全 ②海岸線の継承 ③眺望視線の確保と配慮	・左記に同じ (領域別)

位置・規模	<p>〔位置（眺望視線の保全）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場から見て、海又は海岸線への眺望を遮らないよう努める。 ・主要な視点場から見て、城山や社寺等、歴史的ランドマークを遮らないよう努める。 ・分散したり、分棟したりするなど周辺景観に突出しない位置・規模とするよう努める。 ・主要な視点場から見て、背景の山地や丘陵のスカイラインを分断又は遮へいしないよう努める。 ・山並みの稜線上や海岸沿いの配置は避けるよう努める。 ・集落や谷筋を見通す視線を遮らないよう努める。 ・左記に同じ <p>・海水面と集落の家並みや棚田が水平方向の面的広がり感をつくりだしているところでは、それを損なわないデザインとなるよう配慮する。</p>	<p>〔位置（眺望視線の保全）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・敷地が山裾の場合、谷のひだに配置するなど景観上突出しないよう努める。 ・山並みの稜線上や海岸沿いの配置は避けるよう努める。 ・集落や谷筋を見通す視線を遮らないよう努める。 ・左記に同じ 	<p>〔位置（眺望視線の保全）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>〔位置（眺望視線の保全）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ（領域別） ・左記に同じ（領域別） ・左記に同じ（領域別）
	<p>〔高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場から見て、山のスカイラインや集落等の建築群から突出しない高さとするよう努める。 	<p>〔高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場から見て、岬や鼻の丘陵地のスカイラインを切らない高さとし、周囲の緑地環境に溶け込むよう努める。 	<p>〔高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>〔高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ（領域別）
	<p>〔周辺建築物との関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺に建築物がある場合は以下の点に配慮する。 (1) 接道部の軒高の 	<p>〔周辺建築物との関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>〔周辺建築物との関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>〔周辺建築物との関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

		連続性に配慮する。 (2) 雁行型配置や分節デザインに努め、周辺建築物の間口幅との調和に配慮する。			
		〔敷地〕 ・ 自然地形を尊重し、造成は必要最小限とし、周辺地形になじむよう努める。 ・ 造成により法面や擁壁が生じる場合は、石積み等の自然材料の利用に努める。 ・ 裸地の法面やコンクリート等の自然材料以外で擁壁を設置した場合は、遮へい緑化に努める。	〔敷地〕 ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ	〔敷地〕 ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ ・ 余裕ある敷地を確保し、建ぺい率・容積率にゆとりを持たせるよう努める。	〔敷地〕 ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ (領域別)
意匠	壁面	・ ヨロイガキの意匠を取り入れたデザインに努める。 ・ 海岸線沿いに位置する場合や主要な視点場から見て、海と一体の景観を形成する場合は、海水面と調和しやすい水平美を基調とした意匠になるよう努める。 ・ 外側に低層部を階段状に配置したり、雁行型とするなど、巨大な壁面が目立たないように努める。	・ 左記に同じ ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ	・ 緑と調和するよう陰影のある深い建築立面の意匠となるよう配慮する。 ・ 分節したり、雁行型とするなど、周辺と調和した意匠に努める。	・ 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・ 伝統的な材料や工法を活用した意匠とする。
	壁面設備	・ 給水管、ダクト等は外壁面に露出させないように設置する。	・ 給水管、ダクト等は外壁面に露出させないように設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施す等の措置を講ずる。	・ 左記に同じ	

屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は勾配屋根とし、屋上や塔屋等は、疑似屋根的な処理により単調なスカイラインにならないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根にするなど、周囲に溶け込むよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	
屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建物に取り込んだり、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講ずるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面を立ち上げたり、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講ずるなど、突出しないようスカイライン処理に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	
低層部	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨロイガキの意匠を取り入れたデザインに努める。 ・出入口部は緑と調和するよう陰影のある深い建築立面の意匠となるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・長大な無窓壁など、単調な壁面としないよう努める。 ・海岸線沿いに位置する場合、海側の壁面は舟小屋とも調和しやすいデザインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	
基礎部		<ul style="list-style-type: none"> ・基礎部の意匠は周囲の自然景観と調和するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	
自動車庫部	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と調和した出入口意匠や外壁仕上げとなるよう配慮し、主要な視点場、特に見下ろす位置にある視点場から自動車が見えにくい意匠となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物本体と調和した意匠、色彩及び外壁仕上げとなるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物との調和を図り、洗濯物が通りから見えにくい構造・意匠となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	

	日除 け	<ul style="list-style-type: none"> 必要最小限のものとし、建築物との調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的なまち並み領域の隣接地では、周辺との連続性、屋根の棟方向、壁面位置、意匠、素材等に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ (領域別)
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 下見板、基礎や擁壁には、伝統的材料やそれに類した材料を活用するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に努める。 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ (領域別) 左記に同じ 左記に同じ
色 彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。 <ol style="list-style-type: none"> R (赤) 系又は Y R (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 伝統的なまち並み領域では、周囲との色調等の連続性に配慮する。 埋立地では、上記の低彩度の色彩に加えて、色調・色相の異なるアクセントカラーの使用について 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 海岸線や緑と調和した落ち着いた色調に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ (領域別) 左記に同じ (領域別)

	<p>も、低彩度とし、変化の中にも、落ち着いた調和を図るものとする。</p>			<p>・上記にかかわらず、航空法（昭和27年法律第231号）その他の法令により、色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊技施設については適用しない。</p>
屋根	<p>・和瓦の家並みと違和感がなく周辺の緑をより印象的に見せる低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。</p> <p>・基調となる色彩は、けばけばしくならないように努める。その範囲は、マンセル色票系においてはおおむね次のとおりとする。ただし、和瓦等伝統的材料を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 10R（赤）から5Y（黄）までの色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(2) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>(3) 明度は全色相6以下</p>	<p>・左記に同じ</p> <p>・左記に同じ</p>	<p>・周辺の緑と調和しやすい低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。</p> <p>・左記に同じ</p>	<p>・左記に同じ（領域別）</p> <p>・左記に同じ</p> <p>・上記にかかわらず、航空法その他の法令により、色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊技施設については適用しない。</p>

その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。 ・左記に同じ
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・四周からの眺めに配慮し、敷地内に低・中・高木を適切に配置し、まとまりのある緑の創出に努める。 ・植栽に当たっては、在来種を選定するなど、特に海岸線沿いの敷地では周辺の既存樹種と調和するよう努める。 ・主要な視点場からの見え方に配慮し、まとまった緑による建物の遮へいや分節化に努める。 ・現在ある樹木はできる限り伐採せず、保全するように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑に包まれた印象となるよう、地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮した上で、敷地内に低・中・高木を適切に配置し周辺の緑地環境と調和するよう努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の植栽に努める。ただし、工場立地法（昭和34年法律第24号）、その他の法令により緑化基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・位置、植栽、塀・門の意匠等に配慮する。 ・新しい埋立地では、周辺の既存樹林と調和するよう敷地の四周などの緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ

	・主要な視点場、特に見下ろす位置にある視点場から自動車が見えにくいように配慮する。	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ
外構	・単調で閉鎖的な塀、擁壁を避けるなど、周辺のまち並みや自然景観と調和した印象となるよう配慮する。	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ
掲出物	・案内板、広告物等の掲出物は周囲のまち並みや環境と調和した意匠、形状及び材料とするよう努める。	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ

注) 景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観計画が定められた区域にあつては、この基準は適用しない。



兵庫県告示第1122号

特定建築物等景観基準(平成21年兵庫県告示第420号)の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1)中「地域の景観に与える違和感や雑然さ」を「各景観ゾーン(大規模建築物等景観基準(平成25年兵庫県告示第1118号)に掲げる景観ゾーンをいう。)の特性に配慮し、周囲の景観に与える違和感や雑然さ」に、(2)中「敷地やベランダ等の修景緑化に努め、」を「敷地の緑化や建築物緑化に努め、」に改め、1に次のように加える。

- (3) 特定建築物等だけでなく、敷地内のその他の建築物や工作物、植栽等を含めた敷地全体としての景観のまとまりや質の向上に努めるものとする。
- (4) 良好な景観を形成している集落の入り口や街角などの視線を集める場所に建つ場合は、立地する場所に応じた位置、規模、意匠、材料及び色彩等に特に配慮するものとする。
- (5) 他の景観ゾーンとの境界付近では、連続する景観ゾーンからの見え方や一連の景観としてのまとまりに配慮するものとする。

2の文中「風景形成基準」を「広域景観形成基準」に、「景観形成審議会の意見を聴いたうえ、」を「景観審議会の意見を聴いた上、」に、(1)から(4)までを次のように改める。

- (1) ホテル・旅館

項目	基準
位置・規模	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準(建築物)「位置・規模」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。
意匠	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした装飾等、過度な壁面装飾はせず、周囲の景観と調和した意匠とする。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準(建築物)「意匠」の「壁面」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。

壁面設備	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準（建築物）「意匠」の「壁面設備」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。当該ゾーンに工業農業等生産・流通系の建築物に係る基準が定められている場合は、当該基準を適用する。
屋根・屋上	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした装飾等、過度な装飾は行わない。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準（建築物）「意匠」の「屋根・屋上」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。 ・周辺の景観と違和感のある尖塔やドーム等装飾的な屋根や塔屋は控える。 ・屋上緑化に努める。
屋上設備	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準（建築物）「意匠」の「屋上設備」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。当該ゾーンに工業農業等生産・流通系の建築物に係る基準が定められている場合は、当該基準を適用する。
低層部	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の正面出入口は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、旅館等で前庭に修景上の配慮を行うために特に必要な場合や、接道条件・敷地の形状等によりやむを得ない場合はこの限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路から見通ししやすい位置及び構造 (2) 駐車場、駐車場出入口及び車路を通り抜けずに出入りできる位置及び構造 ・商業地域では、歩行者に配慮し、賑わいを演出した意匠とするよう努める。
駐車場	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口には垂れ幕等の目隠しを設けない。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口には周辺の景観と違和感のあるアーチやゲートは設置しない。 ・出入口は必要最小限の箇所数とする。 ・駐車場は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、車寄せと駐車場との位置関係等敷地の形状や接道条件等によりやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路から駐車している自動車が直接的に視認できない位置及び構造 (2) 建築物の正面出入口が面する道路から当該正面出入口への見通しを遮らない位置及び構造 ・屋外駐車場にあっては、周辺の景観との調和に配慮して適切な箇所に樹木等を配置する。
屋外階段	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
ベランダ等	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした装飾等、過度な装飾は行わない。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
材料	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業地域に存するものを除き、露出したネオン管やLEDによる建築物の装飾は行わない。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準（建築物）「材料」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。

色 彩	外壁	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合並びに着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）及びこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周辺の景観と調和している場合についてはこの限りでない。 (1) Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) R（赤）又はY（黄）系の色相を使用する場合は、彩度3以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (4) 明度については全ての色相（無彩色を含む。）において6以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁と一体となったパラペットや屋上設備機器等の目隠しパネル等は外壁と見なして上記の基準を適用する。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超高層建築物の中高層部は低彩度とするよう努める。
	屋根	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の色彩は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材又はこれらに類する材料を使用し周辺の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域にあつては、彩度6以下 (2) R（赤）又はY（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
そ の 他	太陽光発電パネル	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。
	植栽	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準（建築物）「植栽」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。 ・道路際に有効に植栽し、快適な歩行者空間を創出する。
	接道部	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした工作物を設置しない。 ・道路から建築物の出入口の見通しが悪くなる塀や壁等は設置しない。ただし、まち並みがそろっている場所でまち並みの連続性に配慮するために必要な場合等はこの限りでない。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路から見て圧迫感のある擁壁は設置しない。
	屋外広告物（ネオンサイン等を含む。）	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）に適合するものとする。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の環境と調和するよう努める。 ・照明広告物は夜間景観に配慮したけばけばしくないものとし、商業地域に存するものを除き点滅しないものとする。
	照明（サーチライト・レーザ）	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点滅又は回転する光源を設置しない。 ・光源や照射範囲を移動させない。

一光線等を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・サーチライト、レーザー光線は使用しない。 ・商業地域に存するものを除き、客室部の外壁を照らさない。 ・商業地域に存するものを除き、上方及び側方への漏れ光を防止する。 ・商業地域に存するものを除き、白色光、淡色黄色光以外の着色光による壁面の照明は行わない。
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) ぱちんこ店

項目	基準
位置・規模	【誘導基準】 ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準（建築物）「位置・規模」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。
意匠	【誘導基準】 ・過度な壁面装飾はせず、周辺の景観と調和した意匠とする。 ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準（建築物）「意匠」の「壁面」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。
	【誘導基準】 ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準（建築物）「意匠」の「壁面設備」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。当該ゾーンに工業農業等生産・流通系の建築物に係る基準が定められている場合は、当該基準を適用する。
	【誘導基準】 ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準（建築物）「意匠」の「屋根・屋上」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。 ・屋上緑化に努める。
	【誘導基準】 ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準（建築物）「意匠」の「屋上設備」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。当該ゾーンに工業農業等生産・流通系の建築物に係る基準が定められている場合は、当該基準を適用する。
	【誘導基準】 ・商業地域では、歩行者に配慮し、賑わいを演出した意匠とするよう努める。
	【遵守基準】 ・構造上支障のない範囲で道路から内部を見通すことが可能な開口部を確保し、開放的なものとする。 【誘導基準】 ・出入口に周辺の景観と違和感のあるアーチやゲートは設置しない。
	【誘導基準】 ・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
材料	【誘導基準】 ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準（建築物）「材料」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。
色 彩	【遵守基準】 ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合並びに着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）及びこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周辺の景観と調和している場合についてはこの限りでない。

		<p>(1) R (赤) 又はYR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ただし、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域にあつては、彩度6以下</p> <p>(2) Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁と一体となったパラペットや屋上設備機器等の目隠しパネル等は外壁と見なして上記の基準を適用する。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超高層建築物の中高層部は低彩度とするよう努める。
	屋根	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は外壁色に準ずるものとする。
その他	太陽光発電パネル	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。
	植栽	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準（建築物）「植栽」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。 ・道路際に有効に植栽し、快適な歩行者空間を創出する。
	屋外駐車場	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口に周辺の景観と違和感のあるアーチやゲートは設置しない。 ・通りからの見通しを確保した上で、周囲等適切な箇所^{リョウ}に樹木等を配置する。
	接道部	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路から建築物の出入口や駐車場の見通しが悪くなる塀や壁等は設置しない。ただし、まち並みがそろっている場所でまち並みの連続性に配慮するために必要な場合等はこの限りでない。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路から見て圧迫感のある擁壁は設置しない。
	屋外広告物(ネオンサイン等を含む。)	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物条例に適合するものとする。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の環境と調和するよう努める。 ・照明広告物は夜間景観に配慮したけばけばしくないものとし、商業地域に存するものを除き点滅しないものとする。
	照明(サーチライト・レーザー光線等を含む。)	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーチライト、レーザー光線は使用しない。 ・商業地域に存するものを除き、上方及び側方への漏れ光を防止する。

(3) 発電用風力設備

項目	基準
位置・規模	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないようにする。 ・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。 ・稜線^{りょうせん}に設置しない。

意匠	外壁、壁面設備、屋根・屋上、屋上設備、屋外階段	【誘導基準】 ・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
材料		【誘導基準】 ・経年変化により見苦しくならない材料を使用する。
色彩	外壁	【遵守基準】 ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合並びに航空法（昭和27年法律第231号）その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設についてはこの限りでない。 (1) R（赤）又はY R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ただし、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域にあつては、彩度6以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
その他	植栽	【誘導基準】 ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準（工作物）「植栽」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。
	駐車場	【誘導基準】 ・周辺の景観と調和した入口意匠や外壁仕上げとするなど、景観に配慮する。 ・通りからの見通しを確保した上で、周囲等適切な箇所に樹木等を配置する。 ・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 ・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。
	接道部	【誘導基準】 ・単調で圧迫感のある擁壁や閉鎖的な塀等を避けるなど、道路との関係に配慮する。
	屋外広告物（ネオンサイン等を含む。）	【遵守基準】 ・屋外広告物条例に適合するものとする。 【誘導基準】 ・周辺の環境と調和するように努める。 ・照明広告物は夜間景観に配慮したけばけばしくないものとし、点滅は避ける。
	照明（サーチライト等を含む。）	【遵守基準】 ・上に向けて設置しない。

(注) 建築物等と一体となって設置される場合の当該建築物の部分は、「ばちんこ店」の項目別基準を適用する。

(4) 観覧車

項目	基準
位置・規模	【誘導基準】 ・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないようにする。 ・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。 ・稜線に設置しない。

意匠	外壁、壁面 設備、屋根・屋上、 屋上設備、 屋外階段	【誘導基準】 ・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
材料		【誘導基準】 ・経年変化により見苦しくならない材料を使用する。
色彩	外壁	【遵守基準】 ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合並びに航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設についてはこの限りでない。 (1) R（赤）又はY R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ただし、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域にあっては、彩度6以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・上記にかかわらず、商業業務施設が連続している通り沿いでは、低層部の色彩の演出に工夫する。
その他	植栽	【誘導基準】 ・大規模建築物等景観基準中、項目別基準（工作物）「植栽」のうち、当該特定建築物等が立地する景観ゾーンの基準による。
	駐車場	【誘導基準】 ・周辺の景観と調和した入口意匠や外壁仕上げとするなど、景観に配慮する。 ・通りからの見通しを確保した上で、周囲等適切な箇所に樹木等を配置する。 ・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 ・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。
	接道部	【誘導基準】 ・単調で圧迫感のある擁壁や閉鎖的な塀等を避けるなど、道路との関係に配慮する。
	屋外広告物（ネオンサイン等を含む。）	【遵守基準】 ・屋外広告物条例に適合するものとする。
		【誘導基準】 ・周辺の環境と調和するように努める。 ・照明広告物は夜間景観に配慮したけばけばしくないものとし、点滅は避ける。
	照明（サーチライト等を含む。）	【誘導基準】 ・上に向けて設置しない。

(注) 建築物等と一体となって設置される場合の当該建築物の部分は、「ばちんこ店」の項目別基準を適用する。